

新型コロナウイルス関連情報（非常事態宣言期限の延長及び追加的制限措置の発表）

令和3年1月8日

6日、共和国議会での大統領令可決により、大統領令に基づく非常事態宣言の期限が1月15日23時59分まで延長されることとなりました。また、7日、政府は、島嶼部自治州以外のポルトガル全土を対象とした以下の制限措置を発表しました。

（1）市を超える移動禁止

1月8日午後23時から11日午前5時まで健康問題その他の緊急性や正当な理由がある場合を除き市外への移動を禁止。

（2）外出禁止

感染リスクが中級レベル（Moderate）の市（25市）以外の全ての市において1月9日及び10日は13時以降の外出を禁止。

* 感染リスクに応じた各市の分類は、以下リンクからご確認ください。

<https://covid19estamoson.gov.pt/lista-de-concelhos-nivel-de-risco/>

* 感染リスクに応じた各市の制限措置については以下のリンクもご参照下さい。

（ポルトガル語）

<https://covid19estamoson.gov.pt/renovacao-do-estado-de-emergencia-2/>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>